

議案第9号

加西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年2月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市介護保険条例の一部を改正する条例

加西市介護保険条例（平成 12 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「平成 21 年度から平成 23 年度」を「平成 24 年度から平成 26 年度」に改め、同項第 1 号中「24,300 円」を「29,800 円」に改め、同項第 2 号中「30,300 円」を「37,200 円」に改め、同項第 3 号中「36,400 円」を「44,700 円」に改め、同項第 4 号中「48,600 円」を「59,600 円」に改め、同項第 5 号中「60,700 円」を「74,500 円」に改め、同項第 6 号中「72,900 円」を「89,400 円」に改め、同項第 7 号中「85,000 円」を「104,300 円」に改め、同条第 2 項中「平成 21 年度から平成 23 年度」を「平成 24 年度から平成 26 年度」に、「200 万円」を「190 万円」に改め、同条第 3 項中「平成 21 年度から平成 23 年度」を「平成 24 年度から平成 26 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の加西市介護保険条例第 6 条の規定は、平成 24 年度以後の年度分の保険料から適用し、平成 23 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成 24 年度から平成 26 年度までにおける保険料率の特例）

- 3 次の各号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1）介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）附則第 16 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者に該当する者

41,700 円

（2）介護保険法施行令附則（平成 10 年政令第 412 号）第 17 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者に該当する者

53,600 円

(審議資料)

加西市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定に伴い、平成24年度から平成26年度の3年間に適用する第1号被保険者の保険料を改定する必要があるため、所要の改正を行うもの

【改正概要】

	改正後(24年度～26年度)	改正前(21年度～23年度)
介護保険法施行令第39条第1項第1号該当者	29,800円	24,300円
〃 第2号該当者	37,200円	30,300円
〃 第3号該当者	44,700円	36,400円
〃 第4号該当者	59,600円	48,600円
〃 第5号該当者	74,500円	60,700円
〃 第6号該当者	89,400円	72,900円
〃 第7号該当者	104,300円	85,000円